

Q : 12 サービス提供機関からの持込み企画について

ホテルから、「〇〇産フェア 食べつくし！」の提案がありました。大変魅力的なイベントであり、特に食事に関しては、名産品が格安で提供されるので、当社はこれを取り上げ、ツアーを企画実施し、『〇〇産の食材を使用した夕食』をツアーのポイントにしたいと考えています。

しかしながら、最近食品偽装が多く摘発されており、確認の意味でも、ホテルのレストランから「〇〇産の産地証明書」等を取り付けるべきでしょうか。

A :

取り付けるべきです。

旅行商品のツアータイトルや旅のポイントとして“〇〇産”などと強調表示する場合、産地が異なっていると不当表示となるおそれがあります。

仮に、不当表示となった場合は、是正措置を採るのは広告を掲載している旅行会社です。例えば、貴社がサービス提供機関から説明を受けて表示した場合や広告代理店に表示を任せられた場合であっても不当表示の責任は貴社が採らなければなりません。

トラブルに巻き込まれないためにも、当該食材についてどのような品質のものがどれだけの量を個々の旅行者に提供されるのか、一般消費者からどのような評価を受けているものか、収穫時期はいつのものか、冷凍か冷蔵か、天然か養殖か、産地はどこか、どのような品質のものであればいくらいくらで仕入れが可能なのか、なぜ、その時期に相場よりそんなに安く仕入れることができるのか、仕入先等流通経路はどうなっているのかなど、これらの確認の一環として裏づけとなる産地証明書を取り付けることが必要でしょう。

【規約第14条（4）】

【規約第3条（2）】